

# 告示

## 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 園田 誠 司

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道 百二十二号	羽生市大字上新郷地先から加須市芋莖地先まで
〃 百二十五号	加須市北大桑地先から行田市大字中里地先まで
〃 〃	加須市睦町一丁目地先から同市大門町地先まで
〃 〃	行田市長野一丁目地先から同市大字持田地先まで
〃 三百五十四号	加須市柳生地先から同市向古河地先まで
県道 佐野行田線	行田市大字小見地先から同市桜町三丁目地先まで
〃 佐野古河線	加須市小野袋地先から同市小野袋地先まで
〃 〃	加須市小野袋地先から同市柏戸地先まで
〃 鴻巣羽生線	羽生市大字砂山地先から同市小松台一丁目地先まで
〃 〃	で
〃 加須鴻巣線	加須市向川岸町地先から同市上種足地先まで
〃 加須北川辺線	加須市睦町二丁目地先から同市柏戸地先まで
〃 行田東松山線	行田市桜町一丁目地先から同市大字下忍地先まで
〃 行田蓮田線	行田市佐間二丁目地先から同市大字埼玉地先まで
〃 羽生栗橋線	羽生市大字小松地先から同市大字喜右エ門新田地先まで
〃 〃	加須市北平野地先から同市北下新井地先まで
〃 熊谷羽生線	羽生市大字桑崎地先から同市西五丁目地先まで
〃 行田市停車場酒巻線	行田市大字谷郷地先から同市大字斎条地先まで
〃 砂原北大桑線	加須市北平野地先から同市北大桑地先まで
〃 上中条斎条線	行田市大字南河原地先から同市大字斎条地先まで
〃 上新郷埼玉線	行田市大字下須戸地先から同市大字小針地先まで
〃 三田ヶ谷礼羽線	羽生市大字三田ヶ谷地先から同市大字三田ヶ谷地先まで

〃 北中曾根北大桑線 加須市船越地先から同市北大桑地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日